

町長 内山大三筆

昭 44 だより

8 月 (No. 38)

昭和44年8月10日 発行／与板町 (代表者 与板町長内山大三) 編集 与板町だより編集委員会



● 涼味よぶおよく宝石錦鯉

水に映える華麗な色彩と優雅で清楚な姿は鑑賞魚の王者といわれ、又およく宝石ともいわれ多くの人々に愛され親しまれております。当町でも数多くの品種が生産されており、中でも紅白の色上がりがよくということが広く各地に知られております。

これからも、きびしい暑さが続くと思いますが体調に十分な配慮を払って御活躍下さい。

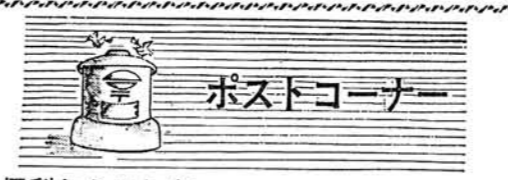
人口の動き	
7月31日現在	
() は6月末との比較	
人口	8,146人 (0人)
男	3,938人 (- 2人)
女	4,208人 (+ 2人)
世帯	1,785 (+ 1)
出生	10人
死亡	7人
転入	7人
転出	10人

おもな内容	2	3	4	5	6
魔の季節八月					
過労運転の解消を					
アメシロ防除に					
御協力下さい					
国民健康保険制度の					
あらまし					
寡婦福祉資金制度					
十月より発足					
通算年金制度の解説					

8月 は交通事故防止強調月間 交通事故防止にご協力下さい

今年もまた交通事故の多発する魔の季節8月がやってきました。毎年この時期には暑さによる疲労のために起る居寝り、げんわくによる事故、帰省客海水浴客等の混雑のために起る事故が多発して大きな問題となっております。このため、この対策に毎年意を払ってきましたが一向に減少せず毎年毎年増加しつづけてきたのが現状です。そこで今年から事故を少しでも減少させようということで交通事故防止強調月間を設けてこの問題と取り組むことになりました。町民の皆さんの御協力をお願いします。

交通事故の発生状況 各年とも6月末日現在			
区分	44年	43年	比較増減
件数	4,378	3,582	+22.2% 796
死者	147	94	+56.4% 53
傷者	5,464	4,451	+22.8% 1,013



便利なミニレター
「郵便書簡」をミニレターといっています。手紙を書いた部分を折りたたみ、封をする切手をはらずにそのまま差し出せます。全体の重さが10グラム以内ならば写真や領収書、請求書なども入れられます。普通の封書やがきと同じに大型の郵便物より早く届きます。家庭の通信用、旅先からの便りに簡単な贈答用にどうぞ。ミニレターは一枚15円で書き損じたら4円で新しいものと交換いたします。暑中見舞をお出しになりましたか。近況を知らせるチャンス年賀状以後、音信の途絶えている友人、先輩、後輩、知己の人に暑中見舞、残暑見舞を兼ねて近況を知らせてはいかがでしょうか。遠く離れている旧友や知人は大変よろこぶものです。また暑中見舞や贈物をいただいたときは必ず返事を出すことも礼儀です。

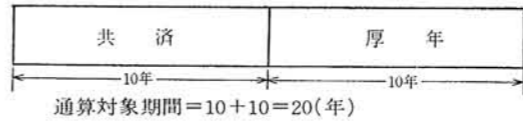
【6】 何年で年金がつくか
通算年金は、いろいろの制度に加入していた期間を通算し、その通算対象期間が一定以上の年数をこえた場合に支給されることになっており、その年数は二十年か二十五年です。そこで、どうした場合にそうなるのか説明しましょう。

(一) 被用者年金に長く加入していた場合
つまり、国民年金以外の公的年金ばかりに加入していた者は、通算対象期間が二十年以上あればよいことになっていきます。(例11)

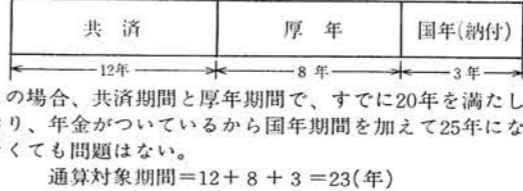
(二) 被用者年金と国民年金とにまたがり加入していた場合
つまり、被用者年金制度の期間だけでは二十年にならないが、国民年金の期間、あるいは前述したような厚生年金の配偶者期間などを通算した場合、その通算対象期間が二十五年以上あれば年金がつくことになっていきます。(例14)

金を受けるに必要なかけ金をする期間のこと)が、二十年以上ということになっているのにならつてはいるわけですが、もちろん、それ以外に国民年金の保険料を納めた期間があつてもよいわけです。(例12)

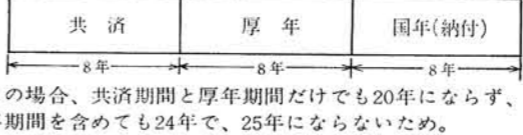
(例 11) 支給される



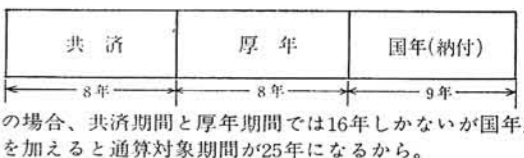
(例 12) 支給される



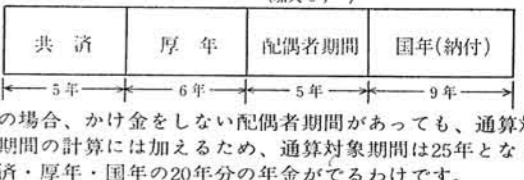
(例 13) 期間不足のため支給されない



(例 14) 支給される



(例 15) 支給される



魔の季節八月 過労運転の解消を

【2】 昔から「丑三ツ時」(午前二時)は魔の時刻といわれていますが、交通事故にも魔の季節があります。

この四、五年間の月別事故件数を見てみると毎年八月は月の中旬を頂点として異常な増加を示しています。

四十三年についてみますとこの年におきた総事故件数九千二百三十五件の十二・五%にあたる千六百六十件が八月中に発生しております。傷者は十三・四%にあたる千五百六十九人、死者は十三・一%にあたる三十九人の人がこの月に災難にあつています。これらを前年と比較してみると大幅な増加となつております。

この増加した事故要因は旧盆帰省、海水浴などのレジャー関係車輛による交通量増加

や暑さによる注意力の低下のためとみられます。ちなみに、この時期の交通量を国道十七号線でみてみますと六日町近辺では旧盆の三日頃には普段の日の二倍になり新潟市近辺では三倍になり正にヒシメキあつて動きがとれない有様となります。

このために事故が急増して魔の季節八月を形づくつているといえます。

又、交通事故は湿度の変化に大きく左右され不快指数が七十五度を越えたときに事故が著しく増加するといわれております。むし暑さは人間にさまざまな影響を与えます。夏場のむし暑いときには運転者は充分な注意を払つて下さい。

この時期に運転者は次のような状態になつたら注意して下さい。

- 一、ハンドルを持つてイライラしたり、他の車や人がシヤクにさわつたりしたら転を慎重にするよう指導して下さい。
 - 二、夏は暴飲暴食を慎み胃の調子をよくしておくよう指導して下さい。
 - 三、運転者が睡眠不足にならないよう、規則正しい生活ができるよう指導して下さい。
- 今年には交通事故の増加率は全国で二番目といわれる程の激増ぶりですが事故を起こさないよう充分な注意をお願いします。

町政に関する問題で 青年団が勉強会

与板町青年団による町政を勉強する会が七月二十三日公民館で開かれました。

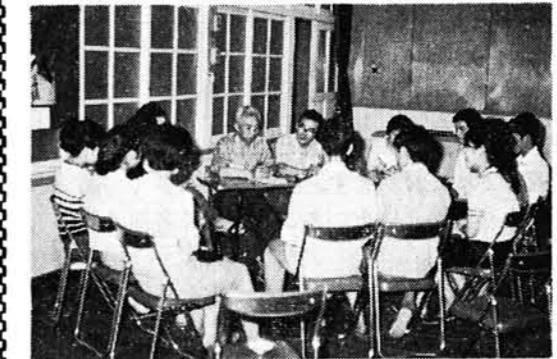
町から各課の課長、教育長が出席し、青年団員と三分科会にわかれ当面する町行政の諸問題について熱心に討議を進めました。

青年団員からは活発に問題が提起され町行政に対する関心の深さが伺い知れました。

当日の分科会の主な質問は次の通りです。

総務、教育分科会

- 一、小・中学校の一般解放について
- 二、旧黒川校の利用について



- 住民・水道分科会
- 一、水道施設の改善について
 - 二、新ゴミ処理施設建設について
- 土木分科会
- 一、土木事務所と役場土木課の関連に関する事について

やさしい議会知識 (14)

議員が請願人となり、かつその請願の紹介議員となることは差支えありませんか。

答 議員が議員たるの資格においてその議会に請願するところでは法律の予想していません。なぜならば議員は請願するまでもなく自らそういう趣旨の実現がなされるよう活動すればよいからです。紹介議員には制限はあてませんが請願の趣旨に賛成の者でなければなりません。議長と言えども議員の一人です。議長からその資格において紹介することは差支えないと思つております。しかし議長は表決の際地方自治法に「可否同数のときは議長の決するところによる」と規定していることから議長が紹介した方が適当な運営だと思つております。

問 議会の町税滞納状況等の調査及び意見書の提出について

答 議会では予算審議を行なうにあたり町税徴収および滞納の状況を知るために徴収簿、滞納整理簿、現金出納簿等の提出を求めて議員が直接調査をしようとするときは、地方自治法第98条及び第100条の調査の議決を経なければ調査することはできません。また例へば町税の滞納が多く町の財政運営上に支障があると認め、町当局の積極的整理すべしとの意見書を提出することについては法第99条第1項では機関委任事務に関して説明要求し、それに対して意見書を提出することができると規定していますが、徴収事務、滞納整理事務は固有事務であつて当然市町村の処理すべき事務であつて委任事務ではありません。したがつて同法の規定に基づく意見書は提出することはできないものと解します。

みどりの大敵 アメリカシロヒトリ 防除に御協力下さい

本害虫一化期防除は、春先の異常天候により幼虫の発生が少なかつたこともあり、共同による薬剤散布により、成功のうちに終りました。しかし安心してはなりません。今月下旬頃又、発生しますので先回発生した所は充分注意して下さい。幼虫発生初期には葉を数枚まき込み、糸を張つた巣の中に虫が集団生活しているの、この時期に何回も見まわり、見つけしだい、巣を切り取り、ふみつぶすか、

は棒の先に油布をつけて、巣を焼く事も効果的です。薬剤だけで、完全防除は望めませんので自分の家の木についた虫は自分で防除して下さい。

愛の献血に お礼申し上げます

第一回の献血結果

今般、実施しました今年第一回目の献血には皆様から多数の御参加をいただきまして厚く御礼申し上げます。

この結果は次の通りでした。お知らせ致しますと共に今後の御協力も併せお願い致します。

尚、今年第二回目の献血は十一月十九日の予定です。献血申込者 九十三名 不適格者 十三名



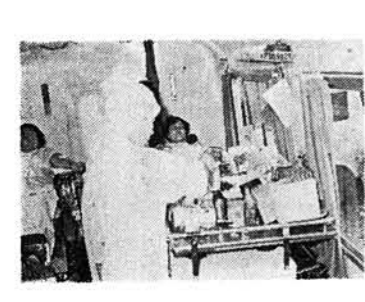
献血者 八十名

中学で水上安全法講習会開く

去る七月二十二日、与板町営プール及び中学校屋内体育館に於て日赤東支部の指導員須田英夫氏を招いて、水上救助法等について講習会と実地指導会が行なわれました。

子ども達の水による事故は交通事故の三倍にもなるといわれている昨今、有意義な講習会でした。

これにより子どもたちの水死事故が少しでも減少するようになりたいものです。



税々相談室

土地や家屋を売つたとき譲渡所得について御説明下さい。

答 居住用財産の買換制度の廃止居住用財産の買換制度は、一〇〇〇万円の特別控除が設けられたことによつて昭和四十四年十二月三十一日限りで廃止されることとなります。

新らたな恐怖 ますます増加ムチ打症

自動車の増加と道路容量のアンバランスが、今社会に新たな問題を投げかけてきました。それは自動車事故の際に起きるムチ打症と呼ばれる病気で、これは追突ショックにより起きる新しい病気で後遺症的な症状のものです。最近では事故にあつた人のほとんどが、この症状を訴えて治療されております。また、中々直りにくい病氣ともいわれております。

まさに新たな恐怖現代病といえます。昨年は県内で追突事故が五百十九件も起つております。この追突事故は年々増加もしております。ドライバーの皆さんには十分な御注意をお願い致しますと共に慎重運転を心掛けて下さい。

追突事故を一番起こすのは免許をとつてから三年未満の人が多くといわれております。人間距離は十二分に取つて下さい。車間距離は大体スピードメーターの数字の半分の距離をとるのが適当と言われています。

ところで、人間の頭部は後へ傾けうる最大の限度は、六十度までです。それ以上傾くと完全にムチ打症になるといわれております。しかも、三・四時間後や翌朝になつて目まやみや自律神経症状がでてきたりすることがあります。又、後遺症がひどいと知能指数が赤やんなみになり、寝たきりの廃人という悲惨なことがあります。

とになります。そこでこれを防止するため次のことを守つて下さい。一、いつでも、どこでも速度に応じた車間距離をとる。二、無理な追越し、わき見運転はしない。三、制動灯、ブレーキの点検は確実にこなす。四、早目の合図と早目のブレーキを行なう。

① 追突されそうな時

② 絶対に衝突が避けられない時

運転者

◎事業用資産を買換えた場合の課税の特例

現行の事業用資産の買換制度は昭和四十四年十二月三十一日まで認められるが昭和四十五年一月一日から昭和五十年十二月三十一日までとの間の事業用資産の買換の例は現行の事業用資産の範囲より相当縮小されて適用されることになる。

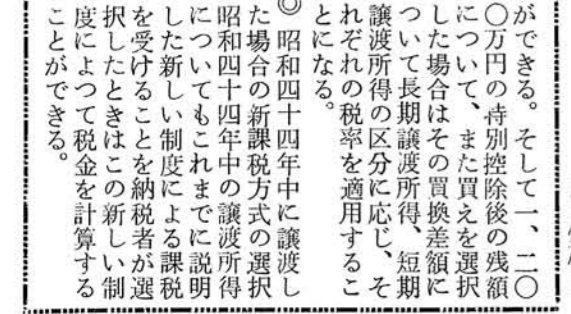
◎取用などの場合の課税の特例

取用などを受けた場合については、一、二〇〇万円の特別控除か買換の特例かどどちらかを選択すること

◎昭和四十四年中に譲渡した場合の新課税方式の選択について

昭和四十四年中の譲渡所得について長期譲渡所得、短期譲渡所得の区分に応じ、それぞれ税率を適用することとなる。

昭和三十九年中に譲渡した場合の新課税方式の選択については、これまで説明した新しい制度による課税を受けることを納税者が選択したときはこの新しい制度によつて税金を計算することが出来る。



きようは人の身・あすはわが身

交通災害共済に加入しましょう

● 常時受け付けます

申し込みは簡単です会費を持参し役場係まで、町内に住んでいる人ならどなたでも加入できます。

会費は8月中に加入の人は240円(中学生以下200円)です。

国民健康保険制度のあらまし

国民健康保険は労働者等の被用者を対象とする被用者保険に加入していない一般住民を対象とする地域保険で、その疾病、負傷者等に関する必要な保険給付を行なうものです。この被用者保険と国民健康保険とによって医療についてはすべての国民がいずれかに加入しているものです。それでは与板町の場合、国民健康保険の被保険者は一体、どのような状況になっておられますか（昭和四十四年四月一日現）

総世帯数一七七七世帯うち国保世帯数一一六六世帯人口八四一四三人うち被保険者四九〇一人です。

保険給付の状況は別表の通りです。

以上申し上げてもご理解頂けないと思しますので給付について更に詳しくご説明申し上げます。

療養の給付とは……被保険者が病氣やけが等で医療機関にかかるとして支払いたしなればならない医療費の七割相当分の支払い額であります。療養費とは……急病、交通事故等のため被保険者証を持つていなかつた等止むを得ない理由により被保険者が一時全額医療機関に支払ってきた場合被保険者の請求

国民健康保険の被保険者は一般的に所得の低い階層の人々が多いとされ、また他の被用者保険の場合のように事業主負担がない等のため保険料のみをもつて国民健康保険事業を運営することが困難な実情にあるので、これについて国の責任を全うし、保険財政の健全化を図るために大巾な国庫負担（補助）が行われております。現行の国庫負担金の種類及びその内容の概要は次の通りです。

(一)療養給付費負担金
療養の給付及び療養費の支給に要する費用について百分の四〇を国が負担するものです。従つて療養費のうち四割が国庫負担で、三割が本人負担（一部負担金）残りの三割が保険税負担と言ふこととなります。

(二)財政調整交付金
この説明は省略いたします

(三)事務費負担金
被保険者が通常国民健康保険の事務の執行に要する費用を負担するもので被保険者

一人当りの標準事務費を基準として、その金額を負担するものとされ、昭和四十三年度は一人当り三三三〇円となつております。

(四)その他の国庫補助金
助産費補助金、保健婦補助金等であり、

以上保険制度のあらましを申し上げますが、医療費は年々増高する一方であり、これらの費用はすべて国庫負担を除いては被保険者の負担にかかってくる訳であります。お互いが早期診断、早期治療によつて医療費が少なくて済む

稲作のシメククリ 適期刈取り

(1)刈取りの適期
刈取りの適期は成熟期で大部分の穂の八〇％程度の穀が黄変した時であり、穂の基部には数粒の緑色の穀が残つてゐる頃です。

登熟の速度は、早生、早植え、少肥などでは早まる。炭水化合物の穂への転流は高温ほど早い、穂の炭水化合物増加は早く停止する。八月の高温下で登熟する極早生、早生品種は登熟期間が短い。

一般に出穂後成熟期に達する日数は、おおよそ極早生三五日、早生四〇日未満

(2)早刈り、おそ刈りのへい害
刈取り時期が早すぎると青刈、未熟粒の混入が多くなり、千粒重が低下して収量が減ります。

刈りおくれると倒伏しやすくなり、過熱による穂折れや脱粒を生じて減収する。また穂莖芽や胴割米、茶米などが増加して米粒の光沢がなくなり米質が低下する。

(3)刈取り作業能率の向上
田面を乾燥させることは刈取りの能率をよくする。排水不良田では落水期に小溝を掘つて排水をはかる。刈取りまでに農道を整備し、稲架、脱穀、乾燥施設の整備を行ない、事前の計画を周到にする。

収穫作業の計画は弾力性をもつて、雨天の日は刈取りを中止する。降雨の日に刈取りと能率が低下するばかりでなく、乾燥も円滑に行なえない。

地干しをする場合に夜をとすと胴割れが増加するので、刈取り当日生脱処理するように注意する。

給付の種類	金額	
	世帯当り	一人当り
療養の給付	四七、五〇円	五、五五円
療養費	四七、五〇円	三、〇〇円
その他の給付	三三、〇〇円	三、〇〇円
合計	一二八、〇〇円	一一、五五円

生活の知恵

殺虫剤の効果的な使い方
害虫退治は、地域ぐるみでやるのが理想的ですが、それでも年々二回ではなかなか全滅というところまではゆきません。ひと月もすると、また害虫がはびこるといふ結果になります。現状では、月に何回か戸別にやる以外には手はないでしょう。能率的で、効果的な害虫退治法をいくつかあげてみましょう。

△「ハエ」トイレの便槽、ゴミ箱などをきれいに掃除したあとに、これらに内側にダイアジノン、リンゲル乳剤または粉剤、DDVPなどをかけます。また汲み取り式のトイレでは、汲み取ったあとに夏ミカンの皮を細かくきざみ投げこんでおく、ウジがわかないと昔から言われています。皮は生のままでも煮出した汁でも効果があります。ミカンの皮は酸性でウジはきらいなので。

△「ゴキブリ」通る道筋がきまつているから、そこへデルトリン、ダイアジノンなどの噴霧剤をふきつけると、二、三カ月は効果がありません。

なお、一回塗ると数年間効果がある防虫塗料もあります。D.D.T.などを含む油性塗料で一キログラム五、六百元で市販されております。ハエ、カ、ノミ、アリ、ゴキブリなどは数分で死にます。

寡婦福祉資金制度十月より発足

〔中高年令婦人福祉対策〕

四十才以上の結婚経験のある婦人のうち二十才未満の子を有するものは母子福祉資金の貸付対象となるが、子のないもの、又は子があつても二十才を越えた者は、従来迄、母子福祉資金の貸付対象とならず、寡婦福祉対策として資金制度創設が望まれていたが、四十四年度の予算で、国庫補助として新規に予算計上が認められました。

寡婦福祉資金制度は十月一日から貸付けが開始されます。

貸付業務の実施機関は県があたり母子福祉資金の取り扱いに準拠することになっていきます。資金の種類、貸付金額の限度、償還期限は次の通りです。

寡婦福祉資金の内容

資金の種類	内容	貸付金額	据置期間	償還期限 (据置期間経過後)
事業開始資金	寡婦が事業を開始するのに必要な経費	300,000円以内	1年間	6年以内
事業継続資金	寡婦が事業を継続するのに必要な経費	150,000円以内	6箇月間	3年以内
住宅資金	寡婦が住宅を補修し、改築または増築するのに必要な経費	200,000円以上	6箇月間	6年以内
転宅資金	寡婦が住宅を移転するために必要な住宅の賃借に際して必要な経費(敷き金、権利金)	18,000円以内	6箇月間	3年以内
療養資金	寡婦が医療(当該医療を受ける期間が1年以内の場合に限る)を受けるのに必要な経費	100,000円以内 (ただし、特に必要な場合は150,000円以内)	医療を受ける期間が満了してから6箇月を経過するまで	5年以内
生活資金	寡婦が技能習得資金の貸し付けを受けている期間又は療養資金の貸付を受けている期間中の生活を維持するのに必要な経費	月額7,500円以内	技能習得資金又は療養資金の据置期間が経過するまで	(技能習得) 10年以内 (療養) 5年以内
結婚資金	寡婦が扶養している20才以上の子(孫、曾孫等を含む)の婚姻に際して必要な経費	50,000円以内	6箇月間	5年以内

ふいすんの詩と手紙

前号の徳昌寺詩碑の写真が不明瞭で照合ができなかったことは残念でしたが止むを得ません。本号は前号の継続で読みつづきから掲載します

(一)読みつづき
浄く供養を弁す諸僧衆
今日好縁好因縁、眷々、無礙の法力苦界を渡し、多少の亡霊諸天に生ぜん

○
ももなかのいささむらたけいささめ、いささかのこすみづきのあと、
(これは申すまでもなく和歌である。大意は「四・五十年生えてゐる小さな竹の林にそぐかすかの雨のような取るに足らない私がいささかこのうたを作つてかきのこしておく」といふほどの意味である)が、良寛さまが深く研究された万葉集の言葉も多く用い、この道の専門家である故吉野秀雄先生は名歌であるとして激賞されている。勿論私などには明快な解説はできない。

(二)語句の意味
香積精舎(徳昌寺)
良辰(よい日)
刹竿(寺にたてるのぼり)
ほうばん(旗)
ほうたく(鈴)
梵音(お経の声)
哀雅(かなしくゆかしい)

○
交文(あや、かざり)
ようちよう、(美しい)
せんだんかおる(香のよい香)
森々、(ならぶ)
郡蟻、(妓では、人が群る意)
あいたい(雲のたなびくさま)がほう、(屋根)
ひんぶん(多くさかん様)賛歎(ありがたい感激)欣喜(よろこび)
艶陽の天、(春の天)
借問、(きいて見る)
侯の門より弁す、(殿様の下)がいていの君(情深い殿様)

○
無礙、(さわりない)
渡し、(苦しみを救う)
多少の亡霊、(多くの死人の魂)

(三)詩の大意
この詩は三条地震の翌文政十二年の作と思われる。大変長い詩で詳しい説明は省略する。冒頭に書いたように法要の盛大な様子と当時の与板藩主の篤志に対する感激を詩に表したもので与板として関係の深い意義のある詩であり徳昌寺としても大切な歴史のものであると思う。

今、本堂の前庭に詩碑が建てられている。前号の写真はその拓本であります。
駒形新作記